

令和元年第2回大分県議会定例会  
**予算特別委員会会議記録（第1号）**

1 委員会を開催した年月日、時刻及び場所  
 令和元年7月18日

午後 3時08分から  
 午後 3時15分まで  
 本会議場において

2 出席した委員の氏名

委員長	古手川正治
副委員長	木付 親次
志村 学	井上 伸史
清田 哲也	今吉 次郎
太田 正美	衛藤 博昭
森 誠一	大友 栄二
井上 明夫	鴛海 豊
三浦 正臣	土居 昌弘
嶋 幸一	濱田 洋
元吉 俊博	末宗 秀雄
御手洗吉生	阿部 英仁
成迫 健児	浦野 英樹
高橋 肇	木田 昇
羽野 武男	二ノ宮健治
守永 信幸	藤田 正道
原田 孝司	小嶋 秀行
馬場 林	尾島 保彦
玉田 輝義	平岩 純子
吉村 哲彦	戸高 賢史
河野 成司	猿渡 久子
堤 栄三	荒金 信生
後藤慎太郎	

3 欠席した委員の氏名

阿部 長夫

4 出席した委員外議員の氏名

なし

5 出席した県側関係者

総務部長 和田 雅晴  
 総務部参事監兼財政課長 佐藤 章

6 付託事件

第52号議案 令和元年度大分県一般会計補正予算（第1号）  
 第53号議案 令和元年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）  
 第54号議案 令和元年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

7 会議に付した事件の件名

- ① 委員長及び副委員長の互選
- ② 運営要領の決定
- ③ 審査日程の決定

8 議事の経過

→…←  
 [議事課長、年長委員を紹介、紹介の後、年長委員、委員長席へ]

**濱田臨時委員長** 委員会を開くにあたり、委員長が決まるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定により、年長であります私が、委員長の互選の職務を行います。

→…←  
**濱田臨時委員長** ただいまから、本日の委員会を開催します。

→…←  
**委員長及び副委員長の互選**

**濱田臨時委員長** これより委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**濱田臨時委員長** 御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**濱田臨時委員長** 御異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

委員長に古手川正治委員を指名します。

指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**濱田臨時委員長** 御異議なしと認めます。

よって、委員長に古手川正治委員が選任されました。

委員長の御挨拶をお願いします。

〔古手川委員長登壇〕

**古手川委員長** 令和元年度補正予算の審議にあたり、ただいま予算特別委員会の委員長に選任いただきましたこと、誠に光栄に存じます。

皆さま方の御指導と御協力により、大任を果たしてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。（拍手）

**濱田臨時委員長** 委員長が決まりましたので、私はこれで交代します。

御協力ありがとうございました。（拍手）

〔古手川委員長、委員長席に着く〕

**古手川委員長** これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** 御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、私から指名することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

副委員長に木付親次委員を指名します。

指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** 御異議なしと認めます。

よって、副委員長に木付親次委員が選任されました。

副委員長の御挨拶をお願いします。

〔木付副委員長登壇〕

**木付副委員長** ただいま副委員長に選任していただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆さま方の御支援、御協力をいただきながら委員長をしっかり補佐して、円滑な委員会の運営を図ってまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

---

#### 運営要領の決定

**古手川委員長** お諮りします。

本委員会の運営については、お手元に配付の予算特別委員会運営要領案により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** 御異議ないようですので、そのように決定しました。

---

(参考)

予算特別委員会運営要領

本委員会を円滑に運営するため、次の申し合わせにより運営することとする。

- 1 審査方法は、歳入全般については総務部長が、歳出については部局ごとにそれぞれ主管の部局長が説明し、全部の質疑を終わった後、常任委員会単位の分科会を設置し、審査する。
- 2 各部局の審査は、おおむね審査日程表（別紙）の部局別割当時間内で行うこととする。
- 3 部局長の説明は、主要な事業及び新規事業に限定し、登壇のうえ割当時間の6分の1以内で要領よく行うこととする。
- 4 質疑は付託事件（予算）に関する質疑にと

どめ、一人おおむね5分以内とし、その方法は、一人一括問答方式とする。再質疑は2回にとどめ、関連質疑はその答弁が終わった後、行うものとする。

なお、質疑要旨は、あらかじめ通告することができる。

- 5 委員が発言するとき及び執行部の答弁は、委員長の許可を得た後起立し、自席から行うこととする。

なお、答弁は簡潔明瞭に行うものとする。

6 運営理事会の設置

会議運営上、必要な事項について協議するため運営理事会を設置し、その理事には議会運営委員を、理事長には同委員長を、副理事長には同副委員長を充てる。

審査日程の決定

古手川委員長 お諮りします。

次回以降の審査は、お手元に配付の審査日程表案により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 御異議なしと認めます。

よって、次回以降の審査は、お手元に配付の日程表により行うことに決定しました。

質疑は、あらかじめ通告することができます。委員会の円滑な運営のため、できる限り質疑通告をしていただきますようお願いいたします。

なお、質疑をあらかじめ通告しようとする委員は、別途配付している質疑通告書を御使用願います。

また、質疑の要旨は、なるべく具体的に記入の上、質疑をしようとする部局の審査日の前日の午後4時30分までに提出されるようお願いいたします。

(参考)

予算特別委員会審査日程表

月・日	曜	議 事
7・18	木	1 委員長及び副委員長の互選 2 運営要領の決定

3 審査日程の決定		
7・19	金	歳入予算全般 歳出予算 1 総務部関係 2 企画振興部関係
7・22	月	1 福祉保健部関係 2 土木建築部関係
7・23	火	1 商工観光労働部関係 2 農林水産部関係
7・24	水	1 生活環境部関係 2 警察本部関係 3 教育委員会関係
7・25	木	予算特別委員会分科会
7・26	金	予算特別委員会分科会
7・29	月	分科会予備日
7・30	火	分科会主査報告及び採決
7・31	水	予算特別委員長の報告

古手川委員長 以上をもって、本日の日程は終わりました。

次会は、明19日午前10時から当議場で開きます。

これをもって、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。